

臨時代理議決

平成29年6月12日

第34号議案

平成29年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条第10号の規定により、別紙のとおり
報告します。

平成29年7月13日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

平成29年6月府議会定例会提出見込議案のうち教育委員会関係議案に
ついて、知事から意見を求められたので提出するものである。

別 紙

平成29年6月府議会定例会の議決を経るべき
議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成29年6月9日付け9財第64号で意見を求められました平成29年6月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 住民基本台帳法施行条例一部改正の件
異議ありません。
- 2 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- 3 京都府立高等学校等設置条例一部改正の件
異議ありません。

平成29年 6月 京都府議会定例会議案

平成29年 6 月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	平成29年度京都府一般会計補正予算(第1号).....	1
第2号議案	京都府府税条例等一部改正の件.....	5
第3号議案	住民基本台帳法施行条例一部改正の件.....	35
第4号議案	京都府自転車等の安全な利用の促進に関する条例一部改正の件.....	39
第5号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に 関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備等の 基準に関する条例一部改正の件.....	45
第6号議案	京都府立高等学校等設置条例一部改正の件.....	49
第7号議案	府道八幡イオンターミナル線道路新設改良工事委託契約変更の件.....	51
第8号議案	東中央線街路工事請負契約変更の件.....	53
第9号議案	京都府府営住宅芥子谷団地建設工事請負契約変更の件.....	55
第10号議案	京都府警察本部庁舎新築工事請負契約変更の件(主体工事).....	57
第11号議案	京都府警察本部庁舎新築工事請負契約変更の件(電気設備工事).....	59
第12号議案	京都府警察本部庁舎新築工事請負契約変更の件(機械設備工事).....	61
第13号議案	財産取得の件.....	63
第14号議案	連約金額確定調停事件に係る調停成立の件.....	69

第 3 号 議 案

住民基本台帳法施行条例一部改正の件

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年京都府条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 及 び 第 3 条 を 次 の よう に 改 め る 。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第 2 条 法 第 30 条 の 15 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 事 務 は、次に掲げる事務とする。

(1) 別表第 1 に掲げる事務

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第7号。以下「番号利用条例」という。）

別表第 1 に掲げる事務で知事が行うものうち、規則で定める事務

（本人確認情報を提供する執行機関及び事務）

第 3 条 法 第 30 条 の 15 第 2 項 第 2 号 に 規 定 す る 条 例 で 定 め る 執 行 機 関 及 び 事 務 は、次の各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関 同表の右欄に掲げる事務

(2) 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）番号利用条例別表第 1 に掲げる事務で教育委員会が行うものうち、規則で定める事務

第 3 号 議 案 住 民 基 本 台 帳 法 施 行 条 例 一 部 改 正 の 件

第4条中「の教育委員会」を「の前条各号に掲げる執行機関」に改め、同条第1号及び第2号中「教育委員会」を「他の執行機関」に改める。附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第2条関係)

- 1 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第63条の規定による保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) 第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 4 京都府吏員恩給条例 (昭和9年京都府条例第4号) 第2条第2項に規定する年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例 (昭和39年京都府条例第46号) 第2条の規定による修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 京都府心身障害者扶養共済条例 (昭和46年京都府条例第8号) 第4条第2項の規定による加入の承認、同条例第15条の2第1項の規定による脱退一時金の支給、同条例第19条第1項から第3項までの規定による届出又は同条例第4項の規定による受給権者の現況に関する届書の提出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

	提供を受ける知事以外の府の執行機関	事務
1 教育委員会		京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第3条第1項の規定による修学資金の貸与又は同条例第2項の規定による修学支度金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの。
2 京都府公安委員会		道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令、同条第6項の規定による弁明に係る通知、同条第13項の規定による督促若しくは同条第14項の規定による放置違反金等の徴収又は同法第75条第2項若しくは第75条の2第2項の規定による命令に関する事務であって規則で定めるもの。

附 則

この条例は、住民基本台帳法施行条例及びび行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第32号）の施行の日から施行する。

第 4 号 議 案

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例一部改正の件

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成19年京都府条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 自転車の安全な利用の促進に関する施策

第 1 節 自転車安全利用促進計画（第 7 条）

第 2 節 自転車交通安全教育の実施等（第 8 条—第13条）

第 3 節 自転車に係る利用環境の向上（第14条）

第 4 節 自転車損害保険等への加入等の促進（第15条—第20条）

第 3 章 雑 則（第21条—第24条）

附 則

第 1 章 総 則

第 4 号 議 案 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例一部改正の件

第2条に次の1項を加える。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民等（府民、事業者及び交通安全活動団体（交通安全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。）、市町村及び国と連携し、及び協働して取り組むものとする。

第3条第3項を削る。

第4条の見出しを「（自転車関連等事業者等の責務）」に改め、同条第1項中「自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」を「次に掲げる事業者（以下「自転車関連等事業者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自転車の小売又は整備若しくは修理を業とする者（以下「自転車小売等業者」という。）
- (2) 自転車の貸出しを業とする者（以下「自転車貸出業者」という。）
- (3) 一般公共の用に供される自転車駐車場の管理を業とする者（以下「自転車駐車場管理業者」という。）
- (4) 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者）をいう。以下同じ。）

第4条第2項を次のように改める。

2 自転車関連等事業者は、府民等が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

第4条に次の1項を加える。

3 事業者は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第5条第2項中「府が」を「府又は市町村が」に改める。

第6条の次に次の章名及び節名を付す。

第2章 自転車の安全な利用の促進に関する施策

第1節 自転車安全利用促進計画

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同項中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自転車損害保険等（第15条に規定する自転車損害保険等をいう。）への加入の促進に関する事項

第7条の次に次の節名を付する。

第2節 自転車交通安全教育の実施等

第8条第1項中「学校、府民」を「府民、学校」に改め、同条第5項中「学校、府民」を「府民、学校」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「従業者」を「、その従業者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「学生」を「、その学生」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「小学校」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校」に、「及び」を「、義務教育学校」に、「の長は、」を「、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。）の長は、その」に、「対して」を「対し、」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

第9条第3項を削る。

第13条第1項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に、「販売」を「販売又は整備若しくは修理」に、「自転車を購入しようとする者」を「その顧客等」に改め、同条第2項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に改め、同条第3項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に、「販売員が」を「従業者のうちから、」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第3節 自転車に係る利用環境の向上

第18条を第24条とし、第15条から第17条までを6条ずつ繰り下げる。

第14条の次に次の1節及び章名を加える。

第4節 自転車損害保険等への加入等の促進

(定義)

第15条 この節において「自転車損害保険等」とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(自転車損害保険等への加入等)

第4号議案 京都府自転車利用の促進に関する条例一部改正の件

第16条 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自らが被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となる自転車損害保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入（以下「契約の締結等」という。）をすよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をすよう努めなければならない。

第17条 事業者は、その事業活動においてその従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならない。

第18条 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならない。

第19条 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。
(情報の提供等)

第20条 府は、自転車損害保険等に係る契約の締結等を促進するため、自転車損害保険等を引き受ける保険者等と連携し、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 雑則

第2条 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「並びに」を「(以下「小学校等」という。)並びに」に改め、同条第4項中「の長」を「(以下「大学等」という。)の長」に改める。

第13条第1項中「修理」の右に「(以下「自転車の販売等」という。)」を加える。

第16条第1項中「すよう努めなければならない」を「しなれば」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。

第16条第2項中「すよう努めなければならない」を「しなれば」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保護者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。

第19条を次のように改める。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第19条 自転車小売業者は、自転車の販売等に当たっては、その顧客等が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかつたときは、当該顧客等に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

4 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換（当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。）又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方（賃借の代理又は媒介にあっては、賃借人）又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

6 小学校等、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び大学等の長並びに学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設を開設する者は、その児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）のうちに、通常の通学等の方法として府内で自転車を利用する児童等があることを知ったときは、当該児童等が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

7 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として府内で自転車を利用する従業者があることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

8 第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第1条中第2条に1項を加える改正規定及び第8条の改正規定は公布の日から、第2条の規定

第4号議案 京都市自転車の安全な利用の促進に関する条例一部改正の件

は平成30年4月1日から施行する。

第 6 号 議 案

京都府立高等学校等設置条例一部改正の件

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

表中学校の項中

京都府立洛北高等学校附属中学校	京都市左京区下鴨梅ノ木町	を
京都府立洛北高等学校附属中学校	京都市左京区下鴨梅ノ木町	に改める。
京都府立南陽高等学校附属中学校	木津川市兜台	

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

第 6 号 議 案 京 都 府 立 高 等 学 校 等 設 置 条 例 一 部 改 正 の 件